

議案第29号

石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年石垣市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 補則（第66条―第69条）」を
「第6章 審議会（第66条・第67条）
第7章 補則（第68条―第71条）」に改める。

第6章中第69条を第71条とし、第66条から第68条までを2条ずつ繰り下げ、同章を第7章とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 審議会 （審議会）

第66条 市に石垣市営住宅管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、市営住宅の管理に関する重要事案を調査審議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（報酬及び費用弁償）

第67条 委員が、その職務に従事したときは、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第70号）の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 報酬 1日につき9,000円

(2) 費用弁償 石垣市職員の旅費に関する条例（昭和57年石垣市条例第18号）第10条第2号に規定する2等級職員の旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

市営住宅等の管理について、その権限に属せられた事項及び重要事案を調査審議する石垣市営住宅管理審議会を設置するため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年石垣市条例第13号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 市営住宅の設置及び管理(第3条―第42条) 第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条―第49条) 第4章 駐車場の管理(第50条―第56条) 第5章 指定管理者による管理(第57条―第65条) <u>第6章 補則(第66条―第69条)</u>	目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 市営住宅の設置及び管理(第3条―第42条) 第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条―第49条) 第4章 駐車場の管理(第50条―第56条) 第5章 指定管理者による管理(第57条―第65条) <u>第6章 審議会(第66条・第67条)</u> <u>第7章 補則(第68条―第71条)</u> <u>第6章 審議会</u> <u>(審議会)</u> <u>第66条 市に石垣市営住宅管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> <u>2 審議会は、この条例によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、市営住宅の管理に関する重要事案を調査審議する。</u> <u>（報酬及び費用弁償）</u> <u>第67条 委員が、その職務に従事したときは、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第70号）の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</u>

第6章 補則

(市営住宅監理員)

第66条 (略)

(立入検査)

第67条 (略)

(過料)

第68条 (略)

(規則への委任)

第69条 (略)

(1) 報酬 1日につき9,000円

(2) 費用弁償 石垣市職員の旅費に関する条例(昭和57年石垣市条例第18号)第10条第2号に規定する2等級職員の旅費の例による。

第7章 補則

(市営住宅監理員)

第68条 (略)

(立入検査)

第69条 (略)

(過料)

第70条 (略)

(規則への委任)

第71条 (略)